

## 定住自立圏の形成に関する協定書（案）

## 別表第 1（第 3 条関係）

## 生活機能の強化に係る政策分野

## 1 医療・福祉

| 施策       | 取組内容  | 甲の役割                          | 乙の役割                           |
|----------|---|-------------------------------|--------------------------------|
| 医療体制の確保  | 救急医療体制を確保するため、休日夜間の一次救急医療体制（休日・夜間応急診療所）を維持運営する。 | 伊勢市休日・夜間応急診療所を運営する。           | 伊勢市休日・夜間応急診療所の歯科運営に必要な経費を負担する。 |
| 子育て環境の充実 | 発達障がい児に対する重層的な地域支援体制を構築するため、児童発達支援センターを設置、運営する。 | 乙と連携し、発達障がいを中心とした支援に必要な取組を行う。 | 甲と連携し、事業を実施するとともに、必要な経費を負担する。  |